6　配電事業
「配電事業」を定義し、配電事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならないこととした。（第二条第一項第一号の二及び第二七条の一二の二関係）

7　特定卸供給事業
「特定卸供給事業」を定義し、特定卸供給事業を営もうとする者は、経済産業大臣に届け出なければならないものとした。（第二条第一項第一五号の三及び第二七条の三〇関係）

8　託送供給等の業務に係る収入の見通し及び託送供給等約款
一般送配電事業者は、経済産業省令で定める期間ごとに、託送供給等の料金の算定の基礎とするため、その業務を能率的かつ適正に運営するために通常必要と見込まれる収入を算定し、経済産業大臣の承認を受けなければならないこととした。（第一七条の二第一項関係）

9　電気使用者情報の利用及び提供
一般送配電事業者等は、認定電気使用者情報利用者等協会に対し、電気の使用者に関する情報を提供することができることとした。（第三七条の三関係）

10　特定計量の届出
電力の取引又は証明における法定計量単位による計量であって、その適正を確保することが特に必要なものとして経済産業省令で定めるもの（以下「特定計量」という。）をする者は、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならないものとし、特定計量に使用される電気計器については、計量法第一六条第一項等の規定は適用しないこととした。（第一〇三条の二関係）

二　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正関係

1　題名
題名を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改めることとした。（題名関係）

2　目的
この法律は、再生可能エネルギー電気の市場取引等による供給を促進するための交付金その他の特別の措置を講ずることにより、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進することを目的とすることとした。（第一条関係）

3　市場取引等による再生可能エネルギー電気の供給
認定事業者は、市場取引等による再生可能エネルギー電気の供給を促進することが適当と認められるものとして経済産業大臣が定める再生可能エネルギー発電設備の区分等に該当する認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給するときは、その供給に要する費用を回収するための交付金の交付を受けることができることとした。（第二条の二第二項関係）

4　認定の失効
認定事業者が、認定を受けた日から一定の期間内に再生可能エネルギー発電事業を開始しなかったときは、再生可能エネルギー発電事業計画の認定の効力を失うこととした。（第一四条関係）

5　解体等積立金の積立て
再生可能エネルギー発電設備の解体等の適正かつ着実な実施を図る必要があるものとして経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の区分等に該当する認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を供給する認定事業者は、解体等に要する費用に充てるための金銭を解体等積立金として推進機関に積み立てなければならないこととした。（第一五条の六第二項及び第三項関係）

6　系統設置交付金の交付等
一般送配電事業者等は、変電用又は送電用の電気工作物であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置するときは、その設置及び維持に要する費用を回収するための交付金の交付を受けることができることとした。（第二八条第一項関係）

三　独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正関係
独立行政法人製品評価技術基盤機構の業務として、電気事業法第一〇七条第四項及び第五項の規定による立入検査を追加することとした。（第一一条第二項第四号の二関係）

四　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部改正関係
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務について、天然ガスの貯蔵及び金属鉱物の採掘等への出資等並びに電気事業法第三三条の三の規定による燃料の調達等を行うことができることとした。（第一一条第一項第一号、第三号及び第四号並びに同条第二項第三号関係）

五　電気事業法等の一部を改正する法律の一部改正関係
みなし小売電気事業者は、一般送配電事業者又は配電事業者が託送供給等約款で設定した料金の額の増加に対応する場合には、経済産業省令で定めるところにより、特定小売供給約款で設定した料金等を変更することができるものとし、変更をしようとするときは、経済産業大臣に届け出なければならないこととした。（附則第一八条関係）

六　附則関係

1　所要の経過措置等について定めることとした。（附則第二条～第一二条関係）

2　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第一三条～第三〇条関係）

七　この法律は、一部の規定を除き、令和四年四月一日から施行することとした。

◇金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（法律第五〇号）（金融庁）

一　金融商品の販売等に関する法律の一部改正関係

1　題名
金融商品の販売等に関する法律の題名を「金融サービスの提供に関する法律」に改めることとした。

2　金融サービス仲介業の創設

(一)　業務範囲
「金融サービス仲介業」を「預金等媒介業務」「保険媒介業務」「有価証券等仲介業務」「貸金業貸付媒介業務」のいずれかを業として行うこととし、それぞれの業務について、顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする金融サービスの取扱いを含めないこととした。（第一一条関係）

(二)　登録制の導入

(1)　金融サービス仲介業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ行ってはならないこととした。（第一二条関係）

(2)　金融サービス仲介業の登録手続、登録の拒否事由等を定めることとした。（第一三条～第一六条関係）

(3)　情報通信技術を利用して金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、一定の要件を満たす場合、銀行法上の登録を受けることなく、電子決済等代行業を行うことができる旨の特例を設けることとした。（第一八条関係）

(4)　金融サービス仲介業者は保証金を供託しなければならないこととし、所要の規定を設けることとした。（第二二条関係）

(三)　業務に関する規定の整備

(1)　金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を遂行しなければならないこととした。（第二四条関係）

(2)　金融サービス仲介業者は、顧客から求められたときは、金融サービス仲介業務に関して当該金融サービス仲介業者が受ける手数料、報酬等を明らかにしなければならないこととした。（第二五条関係）

(3)　金融サービス仲介業者は、その金融サービス仲介業務に係る重要な事項の顧客への説明、取得した顧客に関する情報の適正な取扱いその他の措置を講じなければならないこととした。（第二六条関係）

(4)　金融サービス仲介業に関して金融サービス仲介業者が顧客から金銭その他の財産の預託を受けること等を原則禁止することとした。（第二七条関係）